

# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○優良図書の特奨(三七三・県民文化政策課)……………	1
○青少年に有害な図書類の指定(三七四・県民文化政策課) ……	1
○青少年に有害な興行の指定(三七五・県民文化政策課) ……	1
○道路区域の変更(三七六・道路課)……………	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(三七七・河川砂防課)……………	2
公 告	
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(競技式典課)……………	2
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(健康推進課)……………	3
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)……………	3
人事委員会規則	
○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………	3

## 告 示

**秋田県告示第三百七十三号**  
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第五条の二の規定により、次の図書を優良な図書及び映画として推奨する。  
 平成十九年七月二十日  
 秋田県知事 寺田典城

推奨番号	図書名	発行所	推奨理由
一〇四六八	微熱SUPERデラック	セブン新社	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

## 映 画

十五	散るぞ悲しき	新潮社	第二次世界大戦の最も過酷な戦況の中で、家族や部下への思いやりを示した硫黄島総指揮官の人格にふれることは、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
----	--------	-----	--

四	プライド in プルド	バイオタイ	二〇〇六年ドイツでの知的障害者の国際サッカー大会に出場した日本選手を追ったドキュメンタリー映画で、代表選手の夢に向かって努力する姿とプライドは青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
---	-------------	-------	---

## 秋田県告示第三百七十四号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十九年七月二十日から施行する。  
 平成十九年七月二十日  
 秋田県知事 寺田典城

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
一〇四六四	裏ナビJUNK 八月号	大 都 社	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四六五	ヒミツの恋SPECIA L	笠倉出版社	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四六六	Young Love Comic aya	宙 出 版	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四六七	レディース・コミック「微熱」八月号	セブン新社	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四六八	微熱SUPERデラック	セブン新社	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

## 秋田県告示第三百七十五号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十九年七月二十日から施行する。  
 平成十九年七月二十日  
 秋田県知事 寺田典城

一〇四六九	レディースコミック・タブー 八月号	三和出版株式会社
一〇四七〇	コミックアムール 八月号	サン出版
一〇四七一	遊名人 七月号	有限会社アンチメディア
一〇四七二	AKITA De Ni ght	月刊アキタでナイト編集部
一〇四七三	月刊ナイトイマガジン 八月号	ナイトイ出版株式会社

## 映 画

指定番号	題 名	配 給 元	指 定 理 由
六五七一	銀座レディ エッチに癒して	オーピー映画	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五七二	キャバクラ嬢 しぼり出す指先	オーピー映画	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五七三	お葬式の義母 トイレで情事	新日本映像	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五七四	不倫中毒 官能のまどろみ	オーピー映画	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五七五	特命シスター ねっとりエロ仕置き	オーピー映画	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五七六	新妻の寝床 毎晩感じちやう	オーピー映画	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五七七	ザ・スワップ 新妻絶淫調教	新東宝映画	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五七八	恋愛の目的	エスピーオー	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

## 秋田県告示第三百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)
	新	旧			
			十二所花輪大湯線	鹿角市尾去沢字新山一七番八地先から字下毛平二八番五四まで	
			十二所花輪大湯線	〃	
					延長(キロメートル)
					一〇・四〇〇〇三二・四〇〇
					〇・二二三
					〇・二二三

平成十九年七月二十日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年七月二十日から同年八月二日まで

秋田県告示第三百七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十九年七月二十日

秋田県知事 寺田典城

区域名	区	
	郡市町村大字	地番
神沢陣場	由利本荘市神沢字神沢	六四番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六五番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六六番、六七番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六八番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六九番、七〇番、七一番、七二番、七三番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七三番二、七四番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七五番の一部(次の図に示す部分に限る。)、水路敷(次の図に示す部分に限る。)、道路敷(次の図に示す部分に限る。)

由利本荘市神沢字冷水

る。)

二番の一部(次の図に示す部分に限る。)、三番の一部(次の図に示す部分に限る。)、三番二、三番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、三番四の一部(次の図に示す部分に限る。)、四番の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番、六番の一部(次の図に示す部分に限る。)、八番の一部(次の図に示す部分に限る。)、九番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一〇番、一一番の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番四の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番五の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番六の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番七の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番八の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番九の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番一〇の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番一一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番一二の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番一三の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番一四の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番一五の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番一六の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番一七の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番一八の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番一九の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番二〇の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番二一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番二二の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番二三の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番二四の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番二五の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番二六の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番二七の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番二八の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番二九の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番三〇の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番三一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番三二の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番三三の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番三四の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番三五の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番三六の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番三七の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番三八の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番三九の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番四〇の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番四一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番四二の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番四三の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番四四の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番四五の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番四六の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番四七の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番四八の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番四九の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番五〇の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番五一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番五二の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番五三の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番五四の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番五五の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番五六の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番五七の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番五八の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番五九の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番六〇の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番六一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番六二の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番六三の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番六四の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番六五の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番六六の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番六七の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番六八の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番六九の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番七〇の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番七一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番七二の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番七三の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番七四の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番七五の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番七六の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番七七の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番七八の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番七九の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番八〇の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番八一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番八二の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番八三の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番八四の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番八五の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番八六の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番八七の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番八八の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番八九の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番九〇の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番九一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番九二の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番九三の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番九四の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番九五の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番九六の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番九七の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番九八の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番九九の一部(次の図に示す部分に限る。)、二〇〇番一〇〇の一部(次の図に示す部分に限る。)

公 告

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

水路敷(次の図に示す部分に限る。)、道路敷(次の図に示す部分に限る。)

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十九年七月二十日

- 一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 秋田わか杉国体競技記録処理業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 秋田県総務企画部国体・障害者スポーツ大会局競技式典課 秋田市山王三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成十九年六月二十八日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所 社団法人 共同通信社 社長 石川聰 東京都港区東新橋一丁目七番一号
- 五 随意契約に係る契約金額 四千九百六万四千四百円
- 六 随意契約の理由 地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号の規定



ページ 段 行 誤 正	正 誤	<p>別表第一の備考を削る。 附則 この規則は公布の日から施行する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>八郎湖 周辺清 掃事務 組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務局 局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計管理者</td> </tr> </table>	八郎湖 周辺清 掃事務 組合			事務局 局長		会計管理者	<p>監査委員 務局</p>
			八郎湖 周辺清 掃事務 組合							
				事務局 局長						
				会計管理者						
<p>会 局長</p>	<p>に改め、同表にかほ市本庁の項中「収入役室」室長」</p>	<p>を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表仙北市本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表三種町本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表五城目町本庁の項中「町長 部長一課長」を「町長 部長一課長、主席課長補佐」に、「副収入役」を「会計管理者」に改め、同表羽後町本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表大潟地区衛生処理組合の項中「事務長」を「事務長 会計管理者」に改め、同表能代山本広域市町村圏組合本庁の項中「局長、課長」を「局長、課長」に改め、同表大曲仙北広域市町村圏組合本庁の項中「局長、次長」を「局長、次長 会計管理者」に改め、同表大仙美郷介護福祉組合の項中「事務局一局長」を「事務局一局長 会計室一会計管理者」に改め、同表湖東地区行政一部事務組合の項の次に次のように加える。</p>	<p>「収入役室」室長」</p>							
<p>事務局 局長</p>	<p>に改め、同表にかほ市本庁の項中「収入役室」室長」</p>	<p>を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表仙北市本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表三種町本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表五城目町本庁の項中「町長 部長一課長」を「町長 部長一課長、主席課長補佐」に、「副収入役」を「会計管理者」に改め、同表羽後町本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表大潟地区衛生処理組合の項中「事務長」を「事務長 会計管理者」に改め、同表能代山本広域市町村圏組合本庁の項中「局長、課長」を「局長、課長」に改め、同表大曲仙北広域市町村圏組合本庁の項中「局長、次長」を「局長、次長 会計管理者」に改め、同表大仙美郷介護福祉組合の項中「事務局一局長」を「事務局一局長 会計室一会計管理者」に改め、同表湖東地区行政一部事務組合の項の次に次のように加える。</p>	<p>「収入役室」室長」</p>							
<p>事務局 局長</p>	<p>に改め、同表にかほ市本庁の項中「収入役室」室長」</p>	<p>を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表仙北市本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表三種町本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表五城目町本庁の項中「町長 部長一課長」を「町長 部長一課長、主席課長補佐」に、「副収入役」を「会計管理者」に改め、同表羽後町本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表大潟地区衛生処理組合の項中「事務長」を「事務長 会計管理者」に改め、同表能代山本広域市町村圏組合本庁の項中「局長、課長」を「局長、課長」に改め、同表大曲仙北広域市町村圏組合本庁の項中「局長、次長」を「局長、次長 会計管理者」に改め、同表大仙美郷介護福祉組合の項中「事務局一局長」を「事務局一局長 会計室一会計管理者」に改め、同表湖東地区行政一部事務組合の項の次に次のように加える。</p>	<p>「収入役室」室長」</p>							
<p>事務局 局長</p>	<p>に改め、同表にかほ市本庁の項中「収入役室」室長」</p>	<p>を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表仙北市本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表三種町本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表五城目町本庁の項中「町長 部長一課長」を「町長 部長一課長、主席課長補佐」に、「副収入役」を「会計管理者」に改め、同表羽後町本庁の項中「会 計 課一課長」を「会 計 課一会計管理者、課長」に改め、同表大潟地区衛生処理組合の項中「事務長」を「事務長 会計管理者」に改め、同表能代山本広域市町村圏組合本庁の項中「局長、課長」を「局長、課長」に改め、同表大曲仙北広域市町村圏組合本庁の項中「局長、次長」を「局長、次長 会計管理者」に改め、同表大仙美郷介護福祉組合の項中「事務局一局長」を「事務局一局長 会計室一会計管理者」に改め、同表湖東地区行政一部事務組合の項の次に次のように加える。</p>	<p>「収入役室」室長」</p>							

平成十九年七月十日(第千八百九十三号) 掲載の秋田県公告  
(土地改良区の役員の変更及び就任の届出)  
(原稿誤り)  
三 下 始まりから 大砂川字菅二番 大砂川字菅二番  
二十七 地 地

発行者 秋 田 県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsubara-ryu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

